学説の概観

# 詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合について

-キャッシュカードすり替え事例を契機として---

Щ 内

太

問題の所在

共犯の錯誤・抽象的事実の錯誤と故意の判断枠組み

問題状況の整理

構成要件的符合の判断枠組

財産犯における構成要件的符合の議論状況 裁判例の概観

財産犯における副次的法益と構成要件的符合の関係

四 一項詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合

問題状況の整理

機械に対して不正な手段を用いた窃盗罪との錯誤

人に対して偽計を用いた場合の窃盗罪との錯誤

財産上の利益を客体とする詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符 二項詐欺罪と窃盗罪との錯誤

電子計算機使用詐欺罪と窃盗罪との錯誤

小括

語

題となる。

一問題の所在

じられていなかった詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合の問題を検討するものである。たとえば、次のような事例 本稿は、 近時 の社会問題であるキャ ッ シュカードすり替え事例における共犯の錯誤の問題を契機に、 従来あまり論

事例Ⅰ

乙が、Ⅴ宅に向かい、 すので、 に指示し、バッグに入れたキャッシュカード等の入った封筒を持ち去る Vに対してダミーの封筒に割り印をさせ、Vにダミーの封筒を手渡し、担当の別の警察官が来るまで開封しないで保管するよう 入った封筒とキャッシュカード等の入った封筒をすり替え、後者を自らの所有するバッグに入れる。最後に、乙は、 筒を玄関先に残させたまま近くの居間まで印鑑を取りに行かせ、Vがいない間にあらかじめ用意しておいたダミーのカードが せる。そして、 号を書いた紙とともにこちらの封筒に入れてください」などと言って封筒を渡し、Vに同封筒内ヘキャッシュカード等を入れさ なたの銀行口座が不正引出しの被害に遭っています。これからキャッシュカードの確認のために同僚の警察官がご自宅に伺いま 甲 (架け子)と乙(受け子) あらかじめキャッシュカードと暗証番号を書いた紙(キャッシュカード等)をご準備ください」などと電話する。 乙は、 「割り印の必要があるので印鑑を持ってきてください」などと言い、Vにキャッシュカード等の入った封 警察官を名乗って玄関先でVに「キャッシュカードを証拠品として保全する必要がありますので、 は、 次の犯行を共謀した。まず、甲が、 警察官になりすまして事前にV (キャッシュカードすり替え事例)。 戻ってきた

ド等の入った封筒を持ち去った。犯行後に乙は逮捕され、 前記の共謀に基づいて、 計画どおり、 甲は電話をかけてVを騙し、 前記犯行を甲と共謀して実行した旨の供述をした。そこで、 乙もうまくダミーの封筒とすり替えてVのキャッ

前記認定ができるとは限らないため、

共犯の錯誤としてどのように処理されるかは実務上も重要である。

を取り調べたが、 乙が勝手に行っただけだ」と弁解した。 甲は一貫して「乙にVからキャッシュカード等を受け取るようにとは指示したが、すり替えを指示した覚えは なお、 乙の供述を裏付ける客観的証拠がなく、 甲の弁解を排斥できなかった。

該当すると解すべきである。 また、学説でも窃盗罪の成立を認める見解が見られる。キャッシュカードすり替え事例では、(4) 罪 カード等を自ら保管し、 者の注意をごく短時間そらすためのもので交付行為に向けられた欺罔行為ではないとして同罪の成立を肯定してい の終局的な占有移転の認識は認められず、 この成立を肯定する傾向にある。 まず、 事例1の乙に一項詐欺罪と窃盗罪のいずれが成立するのかが問題となる。 自己の支配領域である玄関から外には移転させないとの意思を有している。 たとえば、大阪地判令一・一〇・一〇公刊物未登載は、(3) 事例Ⅰの乙の行為は交付行為に向けられていたとは言えないから窃盗罪 裁判例は、 被告人らの用いた嘘は被 被害者は、キャッ 同種事案につき、 それゆえ、 同 シ る 人

益に」 お、 Ų١ 点にある。 以上の理解を前提とした場合に問題となるのは、 詐欺罪のみならず窃盗罪も共謀し、 の原則から甲は乙がVを騙してキャッシュカード等を受け取るとの詐欺罪の認識しかないと認定せざるを得なの原則から甲は乙がVを騙してキャッシュカード等を受け取るとの詐欺罪の認識しかないと認定せざるを得な つまり、 客観的な乙の犯行は窃盗罪だが、 未必の故意も認定できる場合は共犯の錯誤を問題とするまでもないが、 共犯者の甲の弁解が排斥できないため、「疑わしきは被告人の 甲の主観は詐欺罪であるため、 共犯の錯誤が問題となる。 利

項詐欺罪と窃盗罪 財 準によって処理されていることを確認する 産犯相 このような問題意識から、 五間 の共犯の錯誤・ の構成要件的符合について事例Ⅰなどを素材に検討する まず、 抽象的事実の錯誤に関する裁判例や学説を整理し(三)、 共犯の錯誤が抽象的事実の錯誤の問題として構成要件的符合の有無とい (ii)° 次に、 詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合を論じる手が 四。 加えて、 客体が財物で共通してい 財産上の利益を客体とす かりとして

る 二 最 後に、 項詐欺罪・電子計算機使用詐欺罪と財物を客体とする窃盗罪の構成要件的符合が認められるかも論じる 本稿での議論をまとめ、 今後の課題を示すことにしたい (六)。

# 共犯の錯誤・抽象的事実の錯誤と故意の判断枠組み

### (--)問題 心状況の 整 璭

継続性が認められるから、 のことに焦った受け子が窃盗罪に及ぶことも容易に想定でき、(ロ) 共犯の錯誤を論じる前に共謀の射程が認められるかも問題となる。被害者がキャッシュカード等を渡すのを拒み、 せよ、すり替えてキャッシュカード等を持ち去るにせよ、 まず、 事例Ⅰでは、 甲の弁解を前提とすると、 事例1においても共謀の射程内だと評価できるであろう。(ユ) 指示した詐欺罪の犯行とは異なる行為を乙はしたこととなるから、 キャッ また、被害者からキャッシュカード等が交付されるに シュカード等を得ようとする点では動機 の同 性

判昭二五 であり、 るかという問題である。 はA罪が成立しているが、 . 断枠組みを示している<sup>(5)</sup> 次に、 抽象的事実の錯誤と故意の成否と同様の判断枠組みで解決されることになる。(②) 共犯の錯誤がどのような判断枠組みによって処理されるのかを確認しておきたい。 七 刑集四 換言すれば、 共犯者の主観としてはB罪の認識しかない場合に果たして如何なる範囲で故意が認めら 七・一二六一も法定的符合説を採用したものとされ、(注) 共犯者に抽象的事実の錯誤が生じている場合に故意が認められるかという 抽象的事実の錯誤の場合と同様 現に、 共犯の錯誤は、 共犯の錯誤に関する 客観 削 的 最 題 ħ に 0

判

五。

### 二 構成要件的符合の判断枠組み

件 状況を概観する。 故意が認められており、 無が基準とされ、 が実質的 に重なり合う場合も故意を認めている。 どの範囲で抽象的事実の錯誤が故意を阻却するか 加重 殺人罪と暴行罪・傷害罪などが例としてあげられている。 減軽類型や包摂関係といった条文相互の関係から形式的な重なり合いが 以下、 構成要件の実質的な重なり合い 0 判断基準 準が問題となる。 これに加え、 般に、 に関する判例 判例 認められる場合 構成要件的 通 通 説 符合 説 は 構 0 には 議 成 の 要 有

制 依 摘し、 が 麻 外観上も類似したものが多いことなどにかんがみると、 覚せい剤と誤認して輸入した事例につき、 V 0 両 存 13 法定刑も全く同一であ」り、「麻薬と覚せい剤とは、 異なるの 薬所持罪を犯す意思で覚せい剤所持罪を犯した事例につき、 まず、 罪 !服しているとみうるような類似性がある」 ってい (いわゆる慢性中毒) 0) このように、 「両罪は、 構 最決昭五四・三・二七刑集三三・二・一四○は、 成要件は、 みでその る」として麻薬輸入罪の故意は阻却されないとした。 その目的物が覚せい剤か麻薬かの差異があるだけで、 判例は構成要件の実質的な重なり合いが認められれば故意を肯定してい 他の構成要件要素は同一であり、 軽 ĺ١ の状態を形成し、 前者の罪の限度において、 覚せい剤取締法と麻薬取締法の目的の同一性と取締 個人及び社会に対し重大な害悪をもたらすおそれのある薬物であって、 から、 実質的に重なり合っている」 覚せい剤輸入罪と麻薬輸入罪の構成要件 麻薬と覚せい ともに、 麻薬と覚せい剤との間には、 営利の目的で麻薬であるジアセチル 前掲・最決昭五四・ その濫用によってこれに対する精神的ないし身体的 また、 剤には先述のような類似性 その余の犯罪構成要件要素は 最決昭六一・六・ として麻薬所持罪 三・二七を引用し、 実質的には同一の法律による 九刑集四〇 は りの方式の モ が ル 一実質的に全く重な 認 ヒネの 同 め の故意を認め 5 四 両 一であり、 罪 近似性を 塩 n ・二六九は は法定 る 類 粉 末 指 を 7 そ

成 数 n 0) め る<sup>21</sup> ば 性は不可欠な要素であるが、 られるので、 要件の実質的な重なり合いの有無を判断している。ただし、 実行行為が択一的に規定されている場合が多く、 の手段が 通 説 保護法益 もっとも、 択 判例と同様に構成要件の実質的な重なり合いを問題とし、 行為態様の同一 的に規定されている場合にも故意を認めている。具体的には、(ロ) 0 刑法は 同 一性ほど厳格に要求すべきではない。 一定の態様の法益侵害に限定して処罰していることから行為態様の限定にも 性も考慮すべきであろう。とはいえ、 行為態様の同一性は、 同一の構成要件内部でもその区別が重視されていないことに鑑み 強盗罪や略取誘拐罪のように同一の構成要件内部で異なる複数 それゆえ、 行為態様の同一性を考慮する点には疑問が呈され 実質的に見て同 刑法の目的が法益保護であることから法益 同一条文または実質的に見て同 法益・行為態様の同 構成要件内部の択 性 定の意味 構成要件 0 観点か 的な行為 :に複 の が て

### 三 小 括

様だと評

:価する余地があれば行為態様の同一性が認められると解すべきである。

要件 合い 的符合を認めてきたかを概観し、 以 Ĺ の解釈 の有無は法益・ か 5 :論が決定的だと指摘されている。 共犯 の 行為態様 錯 誤に お 0) V 同 て 詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合の有無を判断する際の手がかりとしたい。 は構成要件が形式的または実質的に重なり合えば故意が 性から判断される。 そこで、 次章では、 なお、 法益・ 裁判例・ 行為態様の 学説が財産犯相 同一性を判断するに際しては各語 岩間 認められ、 でどの範囲で構成要件 実質的 な重 な 構 成

背任罪の限度で犯罪が成立するとした。

たい。

## 三 財産犯における構成要件的符合の議論状況

### () 裁判例の概観

三八条二項により被告人を窃盗罪とした原審の判断を是認した。また、(②) 任を負うと指摘 は、 が窃盗の意思で見張りをしていた事案で、被告人の予期していない強盗罪の責任を問うことはできないと述べて刑法 被告人はAらと恐喝を共謀したところ、 ①最判昭二三・五・一刑集二・五 した。 た。 28 Aが強盗に及んだ事案で、 四三五は、 他の共犯者は強盗の意思で犯行に及んだところ、被告人の 被告人は刑法三八条二項によって恐喝罪 ②最判昭二五・四・一一裁判集刑一七・八七 0) Z

また、 事実を実現した事案で「刑法第二百三十五条、第三十八条第二項、第二百五十四条を適用すべき場合である」とした。 さらに、③東京高判昭三五・七・一 ④東京高判昭五九・八・二九東高刑時報三五・八=九・七○は、 五下刑集二・七=八・九八九は、 背任罪の故意で横領罪を実行した事案で軽 被告人が占有離脱物横領罪の故意で窃盗罪の

の間 このように、 他 !で構 の E成要件的符合を肯定するが、 (図) 財 産犯 裁判例は、 の間でも構成要件的符合が認められるかも問題となる。 ①強盗罪と窃盗罪、 構成要件の重なり合いが認められる理由を明確に論じているわけでは ②強盗罪と恐喝罪、 ③<br />
窃盗罪と占有離脱物横領罪、 そこで、 学説の議論状況を概観することにし ④背任罪と横 領 ま

### 0)

益 罪と恐喝罪の場合は構成要件の実質的な重なり合いを根拠に構成要件的符合が認められている。 処罰する点で両罪の構成要件は共通し、 の実行行為が実質的に包含されていると評価できるからである。 まず、 の移転意思の有無で排他的関係にあって厳密には両罪の間で重なり合いはないものの、 学説は、 ①強盗罪と窃盗罪につき、 両者には形式的な重なり合いが認められるとしている。これに対し、(3) 前者は後者を包含するという包摂関係にあり、 強盗罪の実行行為には恐喝 意思に反する占有侵害を なぜなら、 財物 ② 強 盗 利

にあることから、(35) することができる。さらに、④背任罪と横領罪は他人の信頼に背いて財産を侵害する点では共通し、法条競合の関係 り合いは認められないが、 7 物損壊罪も、 盗罪の保護法益をめぐっては本権説と占有説の対立があるところ、後者の立場からは構成要件の実質的な重なり合 占有離脱物横領罪の加重類型と評価できるため、 !認められないようにも思えるが、 また、 ③窃盗罪と占有離脱物横領罪の場合も占有侵害の有無という観点からは排他的な関係にあって形式的 不法領得の意思による占有侵害の点で前者は後者の加重類型となるので実質的な重なり合いが肯定され 実質的には加重・減軽類型の関係にあるので構成要件的符合が認められる。 両罪は領得意思による所有権侵害という点で共通し、 同説からも窃盗罪は所有権も保護していると解されるので構成要件的符合を肯定 両罪の構成要件の実質的な重なり合いが認められている。 (3) 実質的には窃盗罪は占有侵害の点で 加えて、⑤窃盗罪と器 なお、 な重な

が

が し得る関係にあることの二つがあげられている。これに対し、 同 ⑥詐欺罪と恐喝罪でも構成要件の実質的な重なり合いを肯定する見解が主張され 一であること、 被害者の瑕疵ある意思による財物・利益の交付という点で共通していて同一 恐喝罪は脅迫等によって被害者を畏怖させるという独 てい る。 39 その 構成要件内部に包摂 理由としては、 法益

いとの指摘がなされている。 妥当ではない。そこで、 といった法益侵害の内容を異にするので、この場合も両者の間に構成要件の重なり合いが認められないこととなっ لح 自 Ō の法益侵害を含むため、 批判がある。 しかし、 副次的法益の侵害の違いは構成要件の実質的な重なり合いを認めるにあたっては重要ではな 両罪 この理解を徹底すれば、 :の構成要件的符合を肯定することは構成要件の重なり合いという基準の放棄に等 たとえば、 暴行による恐喝と脅迫による恐喝も身体と意思の自 Ũ 7

にあると言えよう。 占有離脱物横領罪の限度でしか構成要件的符合が認められないのではないかとの疑問が呈されている。(雲) 論者自身が示唆するように、 横領罪では委託信任関係も保護法益とされており、 では共通しているので、窃盗罪は委託物横領罪の加重類型だとして構成要件的符合が肯定されている。(雲) ⑦窃盗罪と委託物横領罪も、 委託信任関係は副次的法益にすぎないとして両罪の構成要件的符合を認める余地は十分 先述した窃盗罪と占有離脱物横領罪と同様に、 共通するのは領得意思による所有権侵害の部分のみであるから、 領得意思に基づく所有権侵害という点 ただ、 しかし、 委託物 その

成要件的符合を認めるべきであろう。 構成要件の実質的な重なり合いを認める見解が主張されている。これらの場合は、 の手段が択一的に規定されている場合として構成要件の実質的な重なり合いが認められるから、 との立場から、 のほかにも、 同 ⑧一項詐欺罪と二項詐欺罪、 の法益を保護するために選択的に規定された等価値の要素に関する錯誤も故意を阻 ⑨詐欺罪と準詐欺罪、 ⑩詐欺罪と電子計算機使用詐欺罪 実質的に見て同一構成要件に複数 これらについても構 アとの 間 却 13 L 4 な

## 三 財産犯における副次的法益と構成要件的符合の関係

、産犯における構成要件的符合に関する裁判例と学説を概観してきた。 裁判例 は、 ①強盗罪と窃盗罪、 ②強盗罪 غ

財

放罪,

⑩詐欺罪と電子計算機使用詐欺罪の構成要件的符合も認められてい

る

壊罪、 恐 肯定されている。 て構成要件 か 喝罪、 複数の手段が択一 交付という共通性から⑥詐欺罪と恐喝罪でも構成要件的符合が肯定されている。 つ ⑦窃盗罪と委託物横領罪では、 そこで、 ③窃盗罪と占有離脱物横領罪、 の実質的な重なり合いが認められている。 学説を見ると、 他方で、 的に規定されている場合と理解できるとの理 ②強盗罪と恐喝罪、 一方で、 形式的には排他的関係にあるが、 ④背任罪と横領罪で構成要件的符合を肯定するが、 ①強盗罪と窃盗罪では包摂関係を理由に構成要件の ③<br />
窃盗罪と占有離脱物横領罪、 また、 法益の同一 由から、 性や被害者の瑕疵ある意思による 実質的には減軽 8 項詐欺罪と二 ④背任罪と横領 さらに、 加重 項詐欺罪、 実質的には そ 類型 形式的 罪、 の 理 ⑤窃盗罪 0 関係に 記な重 由 同 は 財 なり合 明 構 確 あ 成 で 利益 は 物 件 損 な が

る法益 13 成要件的符合を認める見解が 欺罪と窃盗 なる副次的法益の侵害は重要でないとして両罪の構成要件的符合が認められている。 詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合が否定されるとの理解もあった。 (※) 判断にあ ところで、 の 同一 たって考慮され 罪でも、 性からすれば本来的には無視しえない ⑥詐欺罪と恐喝罪や⑦窃盗罪と委託物横領罪では、 前者は財産処分の自由を、 な かある。 51) い のであろうか L か Ļ 副次的 後者は占有を副次的法益とし、 事情のようにも思える。 法益の違いでしかないとはいえ、 意思の自由や委託 では、 現に、 なぜ副次的法益の侵害は構成要件的 その侵害は重要でないとし かつては副次的法益 信任関係とい また、 構成要件的符合の判 本稿の検討対象であ つ た財産侵 の 違 断 そ 両罪 基 Ų١ 準 を は 符 理 で 0 構 異 由 あ

うとしてもそれ自体は財産侵害の一 それ自体 産 ここでは、 宛 の 各類型に が 財産 財 犯 産 宛に お の 実体を基礎づ Ų١ てどのように財産を侵害してい おける最大の関心事はどのような財産侵害を処罰するかで けているわけではな 態様として評価されるにすぎない。 るかであり、 Ų١ 点が重要である。 その侵害行為が財産以外 それゆえ、 つまり、 あ 実質的 構成要件的符合の文脈においては ŋ 財 産以 な観点からより 0 外の 副次的 副 法益の 重 侵害を伴 侵 の は

b

しか

Ĺ

後者は被害者

(委託者)

態での

財

産侵害であるのに対し、

後者は委託信任関係に背く形態での財産侵害であり、

から与えられた権限を逸脱する場合であり、

当該財

産処分が被害者

この意

た

⑦窃盗罪と委託物横領罪に

ついては、

前者

は

「被害者の意思に反して」という財

産処分の意思が

存

在し

な

副 問題として把握すれば足りることとなる。 お 次的法益 ける財産侵害の基本構造において副次的法益の侵害がどのように位置づけられるかを吟味し、 行為態様 の侵害の違いは財産侵害との関係では行為態様の差でしかなく、 の 関 、係にあると評価できるのであれば構成要件的符合を認めることが可能である。(33) 以上につき、 先述の⑥詐欺罪と恐喝罪および⑦窃盗罪と委託物横領罪 実質的に見て同 換言すれば 構成要件内部 行為態様 の 同 財 0 択 産 性 を 犯 的 真 0

例に検討する。

処分の意思を介した財産侵害という実質においては共通性を有しているので行為態様の同一性が認められ、(※) は、 同 犯 疵 成要件には実質的な重なり合いが認められる。 なものでしかなく、 由 ある暴行・脅迫によってその人の意思の自由や身体といった副次的法益が侵害されているが、 疵を生じさせ、 の ある意思によって財産移転を生じさせるという財産侵害の手段として着目されているにすぎない。 まず、 という法益侵害は被害者の瑕疵ある 人の財産が侵害されるという両罪の法益侵害の基本構造が重要である。 \*実質という観点からは、 行為態様の同 ⑥詐欺罪と恐喝罪に関して言えば、 その結果として被害者に財産を交付させて領得している点に特色がある。 欺罔行為か暴行・脅迫かの違いは当該意思を無効にする手段の違いでしかない。そのため、 性がない ので構成要件的符合を認めないとする余地もあると指摘されるが、(※) 前記行為によって被害者の財産処分の意思が瑕疵あるものとして無効となる結果と (無効な) 前者は欺罔行為によって、 意思による財産移転という財産侵害の実質という観点からは付随 後者は暴行 そして、 暴行・脅迫による身体や意思 ・脅迫によって被害者の意思 ここでは、 両者は単に被害者 無効な被害者の財 その行為態 すなわち、 両罪 両 財 の 0) 様 に 0 自 瑕 瑕 構 罪 的 7 産 産 で

両者は大きく異なるように

思 n ているので行為態様の同一性が認められ、 (委託者の権限) 一委託信任関係の侵害は付随的な意味しかなく、 に基づくものではない点では前者と共通性を有する。 両罪の構成要件は実質的に重なり合っていると言える。 被害者の意思に反する領得という財産侵害の実質にお つまり、 両罪の法益侵害の基本構造から いては共通

### (四) 小 括

思の え、 問題とされていた点からも首肯できるものと言えよう。 手となる。このことは、 あ たっては 以上から、 法益・行為態様の同一性という観点から両罪の構成要件的符合について検討する。 `自由・委託信任関係という副次的法益の侵害は重要でないと言える。 (各財産犯における) ⑥詐欺罪と恐喝罪や⑦窃盗罪と委託物横領罪の構成要件的符合の有無という文脈 加重・減軽類型や包摂関係の有無の判断に際しても領得行為といった法益侵害の基本構 法益侵害の基本構造からして財産侵害の実質において共通性が認められ 次章では、 一項詐欺罪と窃盗罪の法益侵害の基本構造を踏ま 要するに、行為態様の同一性を判 においては、 るか 断するに が決 : : : 造 が 8

### 四 項詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合

### (--)問題 状況 0 整 理

護法益と解され、 |に利用したりその占有を移転したりできるという意味での財物に対する財産処分の自由が同罪の保護法益と言える。 詐欺罪と窃盗 所有権は物を使用 罪 0 法 益 0 间 性を検討する。 収益・処分する権利であるから 窃盗罪では、 前述のように占有説であっても所有権 (民法二〇六条)、占有していることで財物を自 が 同罪 0)

す

以上を踏まえ、

一項詐欺

|罪と窃盗罪の法益侵害の基本構造に照らして行為態様の同一

性を検討して

その

後者と保護法益を共通にしていると解すべきであることからも裏付けら⑻ 真意に反する財産処分をさせられたという意味での財産処分の自 由 [と解することができる。 詐欺罪 ルも、 同一性が認められる。 被害者が自ら財産を処分するかどうかを判断しているが、 このことは、 詐欺罪が窃盗罪と同じ個別財産に対する罪と位置づけられる以 由の侵害が っれる。 被害者の瑕疵ある意思に基づく点でその 認められ、 以上から、 その保護法益は財 両 罪 0 保護法益 Ĺ 産処分 は、 は 財 産 前 者 的 の 処 Ð

分

の自由で法益

0

あ<sub>64</sub> 慎重な検討を要する。 点で、 別される点に注意を要する。 行為態様は脅迫・暴行の強度に差があるにすぎない 次に、 法条競合の関係にあって構成要件的符合が認められる背任罪と横領罪の関係とは明らかに異なる。 したがって、 霏 行為態様の同 の関係とも異なる。 排 他的で行為態様にも前述した強度の差を超えた違いのある両罪の構成要件的符合を認めるには 一性であるが、 つまり、 たしかに、 被害者の交付行為に向けられているか否かで一 両罪は被害者の瑕疵ある意思に基づく占有移転の有 盗取罪と交付罪の関係にあるという点では共通するが、 のに対し、 項詐欺罪と窃盗罪はそのような関係には 項詐欺罪と窃盗罪 無で峻別されて競合し 強盗罪 が がと 恐喝 な また、 排 Ų١ 他 か 的 5 罪 強 な に 盗 で 区 0 V

確 例 者 7 前 機械に対する不正な手段による窃盗罪と事例Iのような典型的な窃盗罪の場合を分けて考える必要がある。 認 Ι には 者は機械 V Ē 被害者 た 0 お け 事 は 例Ⅰ 前者 る共犯 の が人の財物の交付の判断を代替していて本質的に詐欺罪の性質を有していると解されているのに対し、 財産処分の意思が介在しない点で本質的には同罪とは異なる性質を有しているからである。 12 0 の錯誤 おける両罪の構成要件的符合の問題を取り上げることにしたい。 窃盗罪と一 の問題は後者の窃盗罪と一項詐欺罪との構成要件的符合の問題で 項詐欺罪との構成要件的符合である。 そこで、 従来の議論で念頭に置 あるが、 従 かれてい 足来か ら議論 そして た事 なぜなら、 され 例 事 後

## □ 機械に対して不正な手段を用いた窃盗罪との錯誤

件的符合が認められるとの見解が主張されてきた。具体的には、(6) 従来、一項詐欺罪と機械に対して不正な手段を用いた窃盗罪という抽象的事実の錯誤の事例を念頭に両罪の構成要 次のような事例があげられる。

### 事例Ⅱ

造プリペイドカードを挿入して給油を受けた。丙は、セルフサービスのガソリンスタンドの給油機は自動的にカードを読み取 て給油するもので、 ねり、 丙は、 同人がモニターで確認して給油許可のボタンを押すことではじめて給油が開始されるという仕組みであった。(67) 偽造プリペイドカードを使ってセルフサービスのガソリンスタンドで不正に給油しようと考えた。そこで、 当該スタンドには従業員はいないものと認識していた。ところが、実際は、 外からは見えない別室に従業員 給油機に偽

認識しか有していない。そこで、両罪の構成要件的符合を認めることができるかが問題となる。 しかし、 事例Ⅱでは、 丙は、 | 丙の挙動による欺罔によってガソリンを交付させているから、客観的には一項詐欺罪が成立している。 | (8) 従業員によって給油許可のボタンが押されて給油されるというシステムを認識しておらず、窃盗罪

規定していると理解でき、 説 ない点を論拠に両罪の構成要件的符合を肯定する理解がある。後者につき、すでに述べた理由から両罪の法益は共通 財物である点、 事例Ⅱと同種 ①錯誤に陥った被害者を利用して占有を移転させる詐欺罪は事実上、 財物の占有を奪取する点が共通することから一項詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合を認めている。 の事案につき、名古屋地判平二〇・一二・一八公刊物未登載は、 ②両罪では保護法益・客体が共通であって保護法益の侵害を惹起する態様が異なるにすぎ 窃盗罪の間接正犯 財産の侵害を内容とする点、 の 一 部の類型を特別に 客体が

による窃盗 では客体の共通性を構成要件的符合を認める根拠の一 していると言え、 |罪と詐欺罪の法益侵害の基本構造を論じ、 侵害態様の違いでしかないという点はその理由を説明したのが前者だと位置づけられるので、 先述の①・②の論拠から両罪の構成要件的符合が認められるか つにしていると整理できよう。 以下、 機械に対する不正

るという「窃盗罪の詐欺罪化」(5) 立. なくて機械であるが故に窃盗罪となるにすぎず、 した行為を窃盗罪とするが、 東京高判昭五五・三・三判時九七五号一三二頁は窃取した他人のキャッ を確認して財物を移転する点に特色があり、 するのと比べると、 前に決定し、 機械に対して不正な手段を用いて財物を得る場合、 財物の占有を移転する際にはその決定に基づいて機械が人に代わって財産処分をする際の条件の充足 両者は本質的に異なるものではないと評価できる。 窃取した他人のキャッシュカードを用いて窓口の係員から現金を引き出せば が生じている。 その限りでは詐欺罪にいう交付行為と構造的に近似している。 本質的には詐欺罪の性質を有する事案が窃盗罪のなかに取り込まれ 機械の設置者がどのような条件を充たせば財物を交付するかを シュカードを用いてATMから現金を引き出 つまり、 当該事案では行為の対象が人では 詐 たとえば | 欺罪 が 成

す 罪 型的 「条件付き合意」に基づいて占有が移転したとなるので、 った動 る機械に対する不正な手段によって財物を得る場合を意思不存在型の窃盗罪に含めることは困難である(8) 0 な窃盗 成立を認めてきたが、 被害者の有効な同意に基づいた財物移転と解する余地があり、 機 罪 0 錯 前述の詐欺罪の本質を有する機械に対する不正な手段による財物取得は、 (意思不存在型の窃盗罪) 誤があるにすぎない場合である。そのため、(マロ) 理論的に突き詰めれば、 とは問題状況を異にしている。 被害者の瑕疵ある意思に基づく財産移転とい 財物の占有移転の認識はあって被害者の真意に反すると 被害者の真意に反するとい 後述する被害者の財産処分の意思が存在しな したがって、 判例・ った動機の錯 被害者である機 学説はこの場合に広く窃盗 う詐欺罪の本質を有 誤が あるにす 設 置 者 典 の

解し することになるが、この立場から機械に対して不正な手段を用いて財物を得る場合を窃盗罪として捕捉すると する以上は、 ことができる。 思無効型の窃盗罪)。 窃盗罪と同様に評価することが可能となるからである。このように解してはじめて「窃盗罪の詐欺罪化」を認め 正な手段を用いて財物を得る場合には設置者の真意に反することから同人の同意は無効だと解する必要がある 使用詐欺罪も成立しないため、 意思無効型の窃盗罪と同様に詐欺罪も被害者の同意が無効な場合を前提とする犯罪類型だと解することになる。 た場合、 っとも、 詐欺罪における被害者の同意が有効ならば、 それと本質的には異ならない詐欺罪の場合も被害者の同意を無効と解さなければ理論的に整合しない 機械を対象とするが故に一項詐欺罪も成立せず、 先述の理解を徹底して機械に対する不正な手段によって財物を得た場合の窃盗罪の成立範囲 そして、詐欺罪の本質を有する機械に対して不正な手段を用いた窃盗罪の場合にその同意を無効と解 なぜなら、 同意の無効はその不存在と法的効果としては同じであり、 処罰の間隙が広く生じることになる。 機械に対する不正な手段による財物取得における同意も有効と解 財物であるが故に財産上の利益を客体とする電子計 これを回避したい 前記の場合も意思不存 のであれば、 機械 [を限定的 に対 在 L (意 そ た る

る行為態 行為態様 0) か 害者の同意が無効である場合を念頭に置いたものと評価できる。 な関係にあるとして両罪の構成要件的符合が認められるとも言える。 (8) 機械かの差でしかなく、 ものと言え、 このように、 様」 0) 同一 が含まれ、 その結果として被害者を利用したある種の間接正犯と評価する余地があり、 事例Ⅱで問題となる機械に対して不正な手段を用いた窃盗罪 性が認められる。 項詐欺罪で問題となる「人に対する詐欺的手段を用いて財物を取得する行為態様」 いずれも被害者の同意を無効にするという形態で財物の占有を取得するという意味で同 あるい は 窃盗罪の構成要件には それゆえ、 「機械に対する詐欺的手段を用いて財物を取 もっとも、 両者は行為者の行為の作用する対 は詐欺罪の本質を有しており、 このような理解は、 ①の論拠のように両 窃盗罪のなか 両 者 罪 が は 人 被 す 0 種

窃盗罪の詐欺罪化」

を認めるのは困難であろう。

者

在型の窃盗罪が問題となっている。

事例Ⅰは、

事例Ⅱで検討した意思無効型の窃盗罪ではなく、

被害者の財産処分の意思が介在

意思不

ここで問題となる意思不存在型の窃盗罪は、

の瑕疵ある「条件付き合意」に基づく財物の占有移転が観念できるのとは異なり、

が言及するように行為客体の共通性も認められるので、②の論拠からしても両罪の構成要件的符合を認めることに支 質的であるため、 く扱われることから窃盗罪には意思無効型が含まれ、 取得する行為態様」 なろう。 には意思無効型が含まれていて詐欺罪も被害者の同意が無効な場合であると解する私見を前提としてはじめて可 はないであろう。 的な関係にあることが説明できないからである。 なぜなら 両者は択一的な関係にあると説明されることとなる。 が含まれること、 私見の立場を前提としなければ、 および、それが「人に対する詐欺的手段を用いて財物を取得する行為態様」と それが被害者の財産処分の意思の無効を前提とする詐欺罪と同 私見からすれば、 窃盗罪の構成要件に なお、 意思の不存在も無効も法的効果としては同 「機械に対する詐欺的手段を用 前掲・名古屋地判平二〇・一二・一八 いて財物を 能と じ

## 人に対して偽計を用いた場合の窃盗罪との錯誤

 $(\Xi)$ 

ると構成要件的符合を容易に認めてよいようにも思える。 犯行も人に対して詐欺的手段を用いて財物を取得する点で共通し、 符合を認めることができた。これに対し、 本質が被害者の無効な同意を前提とする占有侵害だという点で共通していると理解してはじめて、 検討した機械に対して不正な手段を用いた窃盗罪と一項詐欺罪の場合、 方 事例Ⅰでは、 人に対して偽計を用いた場合の窃盗罪と一項詐欺罪の構成要件的符合が問題となる。 事例Ⅰでは、 架け子の甲が認識した事情も客観的に成立した受け子の乙の 事例Ⅱのような人か機械かの違いもなく、 両者は機械か人かの点で区別されるが、 両罪の 構 事例 成要件 その II 的 で

、被害者の瑕疵ある意思に基づく意思無効型の窃盗罪において被害

お

ける両罪の構成要件的符合について検討する。

れてい .有移転を観念することができない点で一項詐欺罪との乖離が大きい。 めるのには慎重な検討を要すると言わざるを得ない。 このような乖離からすれば 事例Ⅱの場合とは異なる議論状況にあると言え、 以上を踏まえ、 現に、 両罪における法益侵害の基本構造から事! 両罪は交付行為の有無で排他的 両罪の構成要件的 ぼ 符合を 例 区 別 Ι

為 罪と交付罪の排他性)。この理解を徹底すれば、 このように、 ように見える両者がともに窃取にあたると解されているのは被害者に財産処分の意思がない点で共通するからである。(※) 解されている点である。 の が要件とされ、 断 の意思に反している場合はもちろん、 ここで注目すべきは、 - 有無によって一つの行為が同時にいずれの構成要件も充たすことはないという意味で排他的に区別される していない 典型的な窃盗罪は被害者の意思の不存在を念頭に置いている。これに対し、 (渡さないという意思決定を現にしているわけではない)場合でも同罪は成立するが、 被害者の財産処分の意思が介在する場合を念頭に置いた犯罪類型である。 なぜなら、 基本的には窃盗罪が被害者の財産処分の意思の存在しない場合を念頭に置い 被害者が渡したくないと思っているのに財物を奪うひったくりのような現に被害 家にある物を外出中に盗み出す空き巣のような被害者が物を渡すかどうかを 両罪の構成要件の実質的な重なり合いは肯定できないはずであ 詐欺罪は、 そのため、 一見すると異なる 被害者の交付行 た犯罪 両罪は交付行 類型だと (盗取

に意思無効型と意思不存在型という本来性質を異にするものが窃盗罪として一つに統合され、 処分の意思の不存在に乗じて財産を侵害するの される場合であ そして、被害者の財産処分の意思が不存在であると解される場合であれ、 の真意に反する財産処分という財産権侵害の実質においては共通している。 しかし、 詐欺罪では、 れ 同意の不存在も無効も同様に扱われるという法的効果の点に違いはない。 被害者は行為者に騙されており、 ŧ, 被害者の瑕疵ある意思を介在させて財産を侵害するの その意思は瑕疵あるものとして法的には無効と解される。 被害者の意思は存在するが無効であると解 このように解するからこそ、 かつ、 つまり、 同罪と詐欺罪が 被害者の財 先述のよう 被害者 産

だとの理解を前提としてはじめて成り立つものである。 構成要件 Ō を認めるにあたって支障はないと言えよう。 に紹介した詐欺罪は窃盗罪 排他 性 内部 にも の択 かかわらず財産侵害の実質において共通性を有すると理解できるのである。 的な行為態様と評価できる。 の間接正 犯 の一種だという①の論拠も、 以上から、 また、 それゆえ、 事例Ⅰでも両罪の構成要件的符合が認められ 先述の客体 ①の論拠からして両罪の行為態様は実質的 この同一 被害者の財産処分の意思の無効も不 性という②の論拠からして構成要件 そして、 事例 存 II 在 0 検 は 的 等 討

符同価の

### 四小括

性 あ 意思不存在型の窃盗罪と一項詐欺罪では、 を前提としている点で共通することから両罪の構成要件的符合を認めることができた。これに対し、 不正な手段による財物取得という意思無効型の窃盗罪と一項詐欺罪では、 の不存在と法的効果としては同様に扱われるため、 3 から両 項詐 罪 :欺罪と窃盗罪 の構成要件的符合について慎重に検討する必要があった。 の構 成要件的符合につき、 被害者の財産移転の意思の有無で峻別されるという盗取罪と交付 具体的な事例に即して検討してきた。 後者の場合でも両罪の構成要件的符合が認められると解すべきで もっとも、 被害者の財産処分の意思が無効であること 被害者の同意の無効は被害者の意思 事 r例 Ⅱ のように機械 事例 I 罪 に対する のように Ó 排 他

は、 認 符合を認めることは 8 味するとの指 意思不存在型・ るのであるか お 一欺罪と窃盗罪が騙取と盗取という行為態様 摘が 5 ンある。 る。 意思無効型の窃盗罪と一 「領得行為といった相当抽象度の高 行為態様の 本来的には異なる構成要件であるのに実質的な観点からとはいえ両罪でその重なり合 同 性 の判 項詐欺罪の構成要件的符合につき、 断にあたってはある程度の抽象化はやむを得ないであろう。 の違 V  $\nu$ いによって類型化されていることか ベ ルでの 共通性を要求するにとどめるしかない」ことを 法益侵害の基本構造に着目して行為 5 両 罪 Ö な 構 お 成要件的 を

Ð

精緻な検討であると言えよう。

態様 の同一 性を判断するとの枠組みを提示しており、 単に 「相当抽象度の高いレ ベ ルでの共通性」 を問題とするより

最後に、 的に実現した受け子の乙の行為は窃盗罪であるが、 問題は、 事例Ⅰの架け子の甲に何罪が成立するかを確認しておきたい。 甲に一項詐欺罪と窃盗罪のいずれの共犯が成立するかである。 両罪の構成要件的符合が認められる 甲は一 ここでは両罪の軽重が問題となる。(88) 項詐欺罪の認識であるのに対し、 ので甲の故意は阻却され 客

とする窃盗罪よりも軽く評価されるべきだとして窃盗罪は詐欺罪よりも重いとする理解がある。これに対し、窃盗罪とする窃盗罪よりも軽く評価されるべきだとして窃盗罪は詐欺罪よりも重いとする理解がある。これに対し、窃盗罪 れ い との批判があり、 罰 ており、 項詐欺罪と窃盗罪の軽重に関しては、 金刑が導入される前の議論ではあるが、 形式的には窃盗罪は詐欺罪よりも軽い犯罪類型と解することができるであろう。(ヨ) 詐欺罪が窃盗罪よりも軽いとする見解には疑問が残る。 意思による占有移転を要件とする詐欺罪は意思によらない占有移転を要件 法定刑が同一であることを理由に窃盗罪が詐欺罪よりも重いとは言えな 結局、 今日では窃盗罪に罰金刑 したがって、 甲 は が導入さ 軽 V 窃

罪 符合を認めてよ 子計算機使用詐欺罪と窃盗罪は財産上の利益と財物と客体を異にしており、 両罪は財物という客体の共通性が認められて構成要件的符合を肯定しやすかったのに対し、二項詐欺罪と窃盗罪 ここまで、 、構成要件的符合について検討する。 事例ⅠおよびⅡなどを素材に一項詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合について検討してきた。 V かは別途問題となる。 そこで、次章では、二項詐欺罪と窃盗罪および電子計算機使用詐欺罪と窃盗 前者と同様に後者の場合でも構成要件的 つとも、 や電

0

|罪の限度で責任を負うことになる。

無を検討する。

### 五. 財産上の利益を客体とする詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合

### ○ 二項詐欺罪と窃盗罪との錯誤

とす(92) 間 が 正 客観的に構成要件該当事実が存在しないので、 その逆は客観的に犯罪が成立しないことから、構成要件的符合が認められるのは一項詐欺罪と窃盗罪の間に限られ 護しており、 が従業員に見つかってしまい、欺罔行為によって代金支払いを免れた」事例をあげ、窃盗罪は財物に限って客体を保 .題となる事案ではない。二項詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合が問題となるのは、 犯者が二項詐欺罪を実現した場合またはその逆である。 ある。 項詐欺罪と窃盗罪では構成要件的符合を認める一方で、二項詐欺罪と窃盗罪では構成要件的符合を否定する見解 しかし、 すなわち、「レストランの代金支払いを免れるために、 前記事例の教唆者の認識内容は利益窃盗という構成要件に該当しないものであるから当然に故意を欠き、 前記事案の教唆者には利益窃盗という構成要件に該当しない事実の認識しかなく、 主観と客観における異なる構成要件間の錯誤 以下、そのような場合を念頭に両罪の構成要件的符合 脱兎の如く逃走することを教唆したところ、正犯者 むしろ教唆者が窃盗罪 (抽象的事実の錯誤) その逆は の認識 が

同 罪 地 規定する現行の刑法典の財産犯体系からは、 は十分にある。 と窃盗罪 性が必要か、 客体が異なることが構成要件的符合を否定する理由となるかが問題となる。 の構成要件的符合は否定されることとなる。 仮に客体の同一 仮に必要だと解したとして財物と財産上の利益との間に客体の同一性が認められるかが問題となる。 性が認められなければ構成要件的符合を否定する立場を採るのであれば、 財物と財産上の利益との間には客体の同一 そのため、そもそも構成要件的符合を認めるためには客体 性が認められないと解する余 一項犯罪と二 一項犯 罪 を分けて 一項 詐 欺

有し を肯定でき、 れ 否定するべきではないことになる。 ||欺罪も ば :別財産という点で共通性が認められる。そして、(5) 学説では、 ないと |個別財産に対する罪と解されており、 (st) の 両罪の構成要件的符合を認めるのに何ら支障がないようにも思える。 指 保護法益が共通であれば客体も類似するにすぎず、 摘 がある。 この指摘からすれば、 また、 仮に客体の同一性を要求するにしても、 窃盗罪も個別財産に対する罪と位置づけられ、 財物と財産上の利益で客体が異なるとして直ちに構成要件的符合を 詐欺罪と窃盗罪の保護法益を財産処分の自由と解する立 客体 の 同一性は事実上の考慮要素で規範的 以上のことは、 通説によれば、 それゆえ、 財物も 一項詐欺罪と二項 財産上 項詐欺罪 客体 一場から の な意義 0) 利益も がも二項 同 性 す

ていることをその論拠の一つとしてあげている。(%) ある。 すれば、 ように解するかが別途問題となる。 現に、 その趣旨を構成要件的符合の文脈でも徹底して構成要件的符合を否定すべきだと解する余地が生じるから しかしながら、 二項詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合を否定する前記見解は、 構成要件的符合を考えるにあたっては窃盗罪が客体を財物に限って保護している点をどの なぜなら、窃盗罪があえて客体を財産上の利益ではなく財物に限 窃盗罪が財物に限って客体として保護 っているのだと ぞ

:欺罪の構成要件的符合が認められていることからして首肯できるものであろう。

で は の財産上の たい帰結が生じることから、 同罪の客体から財産上の利益をあえて除外したと見る余地がある。 が観念できな 般に利 現 利益 益窃盗を処罰すれば借金の返済が遅れた等の民法上の債務不履行が直ちに犯罪になるという社会的に耐え 行刑法の制定にあたって出された刑法改正政府提出案理由書は、 の取得もあり得ることから二項詐欺罪が新設されたとする。(第) いとして窃盗罪では客体を財物に限定しており、 利益窃盗一般を処罰しないという趣旨であえて財産上の利益を同罪の客体から除 その是非は別として、 実質的にも、 裏を返せば、 詐欺罪の場合は窃盗罪と違って 財産上 少なくとも形式的には立法 の利益を同罪の客 財産上の利益を取 財物 得する場 体に含ん 以 者

が

構

成要件として観念している点では同じである。

問題となる。 財 産上 そもそも形式的には構成要件の重なり合いが認められない 0 利益を窃盗罪の客体から除外した趣旨を構成要件的符合の文脈にお のに実質的な構成要件の重なり合 いてどのように考慮す

べ

き

か

が

たと解され

ば 質として超法規的な構成要件を観念している点では共通する。(※) れ あ を認めており、 その部分の錯誤は故意を阻却しないとするが、 要件」や 故意を認め 説明の た物」という非共通部分を「みせかけの構成要件要素」 る。 たとえば、 つまり、 仕方が異なるにすぎず、 「みせかけの構成要件要素」という概念を用いた説明が試みられている。しかし、(※) るのは、 積極的 実質的 占有離脱物横領罪の認識で窃盗罪を行った場合に「占有を離れた物」は前者の構成要件要素では 実際には構成要件の認識がない 12 には両罪の共通部分を抽出した超法規的な構成要件を観念していることは否定できない 「財物の領得」という共通部分を 両罪の共通部分を認識すれば故意が認められるという意味で当該部分を超法規的 裏を返せば両罪で共通する のに故意を認めることを意味するという難点があり、(罒) として構成要件から除外するかの違い 「共通構成要件」として抽出するか、 なぜなら、 「みせかけの構成要件要素」を用 「財物の領得」という点を認識すれば故意 いずれの説明にせよ、 であり、 消極的に 両 一占有を離 共通 説 Ų١ が から た説 は あ 構 V n 実 で な わ 成

罪 定することになる。 に らである。 合を認めるのであれば軽い窃盗罪が成立するが、 0 ならざるを得ないのだとすれば、 のように、 構成要件的符合を認めることは本来的には不可罰である利益窃盗を処罰する新たな構成要件の創出を意味する すなわち、 構成要件の実質的な重なり合いを肯定することが前述の しか 窃盗罪の認識で二項詐欺罪を実現した場合であ Ļ 両罪 、の構成要件的符合を認めて窃盗罪で処罰することは、「財産上の利益を窃取した 二項詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合を肯定することはできない。 それは 「財産上の利益または財物を窃取した」 れ、 意味での超法規的な構成要件を想定すること その逆の場合であれ、 両罪 という構成要件を想 の構 なぜなら、 成要件 的 符 両 か

ある。

るが、 という不可罰の利益窃盗を可罰的なものとする新たな構成要件を立法ではなくて解釈によって創出することを意味 このような理解は財産上の利益を窃盗罪の客体から除外した趣旨を没却するものとして認められない。 それ

### 電子計算機使用詐欺罪と窃盗罪との

両罪の構成要件的符合を認めることは許されないと解される。

客体から除外する窃盗罪の趣旨から両罪の構成要件的符合を否定すべきであるようにも思える。 使用詐欺罪は詐欺罪と窃盗罪の処罰の間隙を埋める趣旨で設けられた犯罪類型であることから、 次に、 電子計算機使用詐欺罪と窃盗罪 の構成要件的符合について検討する。(呉) 一見すると、 先述した財産上 別途検討する必要が しかし、 電子計 の利益を

算機

が 機 に V 択 議論の 0 Ļ 使用詐欺罪は成立しないとされ、 類型として同罪の補充類型と解されている。このことからすれば、(w) 実質的に見て同一構成要件に複数の手段が択一的に規定されている場合には両罪の構成要件的符合が 一的に規定されている場合と評価でき、 電子計算機使用詐欺罪は、 もっとも、 前提として、 刑法二四六条の二は「前条に規定するもののほか」と規定し、 電子計算機使用詐欺罪と詐欺罪の構成要件的符合について確認しておく。 人を欺罔して財産上の利益を得る場合に類似しており、 両罪は相互に排他的で構成要件的符合を認めるべきではないようにも思える。 両罪の構成要件的符合を肯定できる。 実質的には両罪は同一 詐欺罪が成立する場合には電子計算 いわば 構成要件に複数の手段 三章二節で見たよう 「機械を騙す」詐欺 認 められ 7

罪

か

機械に対する不正な手段による財物取得に窃盗罪が成立することを前提に不可罰とされる利益窃盗の一 算機使用詐欺罪が不可罰であった利益窃盗の一部を取り上げて処罰する犯罪類型だという点である。(熈) 以上を前提に、 電子計算機使用詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合について検討する。ここで着目すべきは、 つまり、 部を捕捉する 電子計 同

す

罪

0

構成要件的符合を肯定すべきだと論じた。

罪 産上 ために設けられた犯罪類型であり、 電子計算機使用詐欺罪と窃盗罪は単なる財物と財産上の 項詐欺罪と窃盗罪の場合とは異なり、 窃盗を可 盗罪は 効型の窃盗罪と被害者の瑕疵ある意思の無効を前提とする詐欺罪の一類型である電子計算機使用詐欺罪は、 は 一の利 個別 項 |詐欺罪と二項詐欺罪のように客体で振り分けられているにすぎない。 益 罰的とする超法規的な構成要件を想定するわけではないから、 財産という共通の法益の有形か無形かという点で異なるにすぎず、(※) かの差はあるが本質的には共通した性質を有していると解することができ、電子計算機使用詐欺罪と窃盗 同 窃盗罪が財産上の利益を除外した趣旨を没却することにはならない。 罪 の要件を充たす範囲で利益窃盗を処罰するものである。 利益 の振り分けがなされているにすぎず、 両罪の構成要件的符合を認めたとしても、 それゆえ、 両罪の構成要件的符合を認めても利益 電子計算機使用詐欺罪と窃 換言すれ 両罪の構成要件的 ば、 要するに、 財 意思 物 か 無 財

### 三 小 括

符合を認めることができる。

13 られることを前提に、客体を異にする二項詐欺罪・電子計算機使用詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合について検 本章では、 前章で見たように法益 ・行為態様 の同一 性という観点から一 項詐欺罪と窃盗罪の構成要件的 部符合が 認

罪 0 が 趣 心旨から 捕捉 欺 L てい 両罪 罪と窃盗罪では、 る事態が本質的には共通しており、 の構成要件的符合を否定すべきであるとした。 利益窃盗一 般を処罰しないためにあえて財産上の利益を客体から除外したという窃盗罪 前者が不可罰な利益窃盗の一 これに対 Ļ 電子計算機使用詐欺罪と窃盗罪では、 部を可罰的なものとする趣旨か 5 両 両

### 六結

語

産上 機使用詐欺罪の趣旨 窃盗を不可罰とするために財産上の利益を客体から除外した窃盗罪と利益窃盗の一部を可罰的なものとする電子計算 は 欺罪と窃盗 間 符合の問題を検討してきた。 0 同 同 題となることを指摘し、 本稿では、 一の利益と財物で異なる二項詐欺罪および電子計算機使用詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合の問題も検討 一である点で行為態様の同一 性が認められ、 罪の構成要件的符合の有無を判断するとした。 キ ヤ ッ の シ 違い 法益侵害の基本構造として被害者の意思の不存在と無効という違い ユ カ から、 判例. 1 まず、 ドすり替え事例に 性が認められるから、 通説である構成要件の形式的または実質的な重なり合いという判断基準から一 前者では構成要件的符合を否定すべきだが、 当該事例では共犯の錯誤・ おける共犯の錯誤 両罪の構成要件的符合を肯定できるとした。 そして、 抽象的事実の錯誤という形で両罪の構成要件的符 の問題を契機として、 両罪では財産処分の自由を保護している点で法 後者では構成要件的符合を肯定すべ 詐欺罪と窃盗罪 はあるが、 また、 法的効果の Ö 構 客体 成要 利益 項 合が 件的 面 が 財 で

が る 共犯の錯誤・ である。 が このように、 両 な 罪 お、 0) 法 抽象的な事実の錯誤における構成要件的符合の問題につき、 各論: 同様 益侵害の基本構造や窃盗罪・ の 的 観点から他の犯罪類型間の構成要件的符合を検討していく必要があるが、 な検討が必要だと指摘されてきたにも 電子計算機使用詐欺罪の趣旨に立ち返った検討を試みた点に私見の特色 かか わらず、 詐欺罪と窃盗罪という限られた範囲では これまで十分な検討がなされ それは今後の課 てい なか 題と 2 あ た

L

たい。

だと論じた。

- 001293667.pdf、(最終閲覧:二〇二〇年四月二九日))を参考に作成した。 未遂罪の成否が問題となった事例」研修八四四号(二〇一八)九四頁以下で紹介されている事案や二〇一九年度の司法試験 山本修「いわゆる『すり替え作戦』の手口によりキャッシュカードを取ろうとした受け子について、詐欺未遂罪及び窃盗 問の【事例1】(法務省、「論文式試験問題集 [刑事系科目第一問]」、二頁、http://www.moj.go.jp/content/
- 入しておいた封筒にすり替えて奪う手口に関する擬律判断について」警論七二巻一二号(二○一九)一○頁以下・二: 裁判例の傾向につき、大塚雄毅「被害者をだましてキャッシュカードを封入させた封筒をその隙を見てダミーカードを封 金沢地判平二六・八・二五LEX/DB二五五〇四六四八も同種事案で受け子に窃盗罪の成立を肯定する
- 封筒をその隙を見てダミーカードを封入しておいた封筒にすり替えて奪おうとしたが財物の占有移転が未遂に終わった事案 に関し、窃盗の実行の着手があったとして窃盗未遂の成立を認めた事例」研修八五九号(二〇二〇)三一頁以下。 | 本判決を紹介したものとして、大塚雄毅・前掲注(2)二頁以下、同「被害者をだましてキャッシュカードを封入させた
- 4 説二○一九』七○頁(日本評論社、二○一九)、髙橋健太「特殊詐欺事件において、成立罪名及び実行の着手の有無が問題 三八六八]」法セ七七五号(二〇一九)一二一頁、髙橋直哉「判批[京都地判令一・五・七]」法教四七四号(二〇二〇)一 となった事例」捜査研究八二○号(二○一九)五六頁以下、松宮孝明「判批[京都地判令一・五・七LEX/DB二五五六 (二〇一九)一一頁以下・二七頁、佐川友佳子「刑事系科目〔第一問〕解説」法学セミナー編集部編『司法試験の問題と解 たとえば、山本修・前掲注(1)九六頁、江見健一「特殊詐欺の受け子の罪責に関する諸問題(上)」警論七二巻一一
- 5 六・一二・一四刑集五・一三・二五一八の事案とは異なっている。すなわち、 ような可能性を示唆するものとして、品田智史・同右三五頁、松宮孝明・同右)。現に、当該事案で詐欺罪の成立を肯定す 出す意図で現金を置いており、占有の終局的な移転の認識があったとして交付行為を認定する余地がなくはなかった(この 現金を包んだ風呂敷を同人がトイレに立った隙に被告人が持ち去ったのを一項詐欺罪とした原審の判断を是認した最判昭二 髙橋直哉・同右。 刑法各論講義』 二三二頁 きだとする見解も有力である(たとえば、 以上につき、品田智史「窃盗と詐欺の関係」法セ七七九号(二〇一九)三四頁以下、大塚雄毅・前掲注 なお、キャッシュカードすり替え事例は、騙された被害者が自ら持参するつもりで玄関の上り口に置いた (東京大学出版会、七版、二〇二〇))。これに対し、キャッシュカードすり替え事例では、 大谷實 『刑法講義各論』二七九頁 (成文堂、新版五版、二〇一九)、前田雅英 同判例の事案では、被害者が自宅の外に持ち 2

- 三五頁も参照)。現に、前掲・最判昭二六・一二・一四の事案で詐欺罪の成立を肯定する見解のなかには占有喪失の認容に 欠けるとしてキャッシュカードすり替え事例の受け子の行為を窃盗罪とするものもある(前田雅英・同右二三二頁以下)。 領域内に未だあるため、 者は自ら保管するつもりで玄関の外に持ち出すことを何ら意図しておらず、キャッシュカード等も玄関という被害者の支配 同判例と違って占有の終局的な移転の認識を認めるのがより困難であると言える(品田智史・同右
- 6 点につき、大塚雄毅・前掲注(3)三八頁。 このようなキャッシュカードを受け子が被害者から受け取るという事案(キャッシュカード直接交付型) が詐欺罪となる
- 7 筒を持ち去った点につき、詐欺罪か窃盗罪かの判断を要した事例」研修八四六号(二〇一八)五八頁以下、品田智史・前掲 以上につき、高橋健太・前掲注(4)五九頁。なお、 大竹依里子「特殊詐欺の受け子が、被害者の離席時に、 現金入り封
- 8 大竹依里子・同右五一頁、高橋健太・同右五九頁、品田智史・同右三七頁。なお、江見健一・前掲注 (5) 三八頁も参照 (4) 二四頁以下。
- 自由のための市民的熟議と刑事法 七〇巻一〇号(二〇一七)一六一頁以下、照沼亮介「いわゆる『共謀の射程』と『教唆の射程』」伊東研祐ほか編 共犯の錯誤と共謀の射程の関係につき、たとえば、 増田豊先生古稀祝賀論文集』二○二頁(勁草書房、二○一八)。 橋爪隆「共同正犯をめぐる問題 <u>回</u> -共謀の射程について」警論
- 10 キャッシュカードすり替え事例とは異なる事例だが、大竹依里子・前掲注(7)六〇頁。
- (11) 橋爪隆・前掲注(9)一六六頁以下、照沼亮介・前掲注(9)二○六頁。
- 共同正犯と共謀の射程」 共犯の離脱、 いて」川端博ほか編 (二〇一九) 二六頁以下 !ついて」川端博ほか編『立石二六先生古稀祝賀論文集』五○九頁以下(成文堂、二○一○)、十河太朗 なお、品田智史・前掲注(5)三六頁以下も参照。共謀の射程につき、鈴木彰雄「共謀共同正犯における『共謀の射程 都法五六卷一号 承継的共同正犯、共謀の射程」法時五八巻一号(二〇一三)三三頁以下、亀井源太郎「『共謀 三 五 『理論刑法学の探究❸』七三頁以下(成文堂、二○一○)、嶋矢貴之「共犯の諸問題 法時九一巻一一号(二〇一九)七三頁、十河太朗「共謀の射程、 四二一頁以下。特殊詐欺を念頭に論じたものとして、伊藤嘉亮「特殊詐欺における承継的 共犯関係の解消」法セ七七九号 「共謀の射程につ の射程 共犯と錯誤 につい
- 13 セ七四六号 (二〇一七) 一〇七頁以下。 たとえば、 福田平『刑法総論』二九七頁 (有斐閣、 全訂五版、二〇一一)、大塚裕史「共謀の射程と共同正犯の錯誤」

法

- 14 九八四)、福田平・同右一二五頁、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法 たとえば、大野真義 判批 [最判昭二五・七・一一]] 平野龍一ほか編 『刑法判例百選Ⅰ総論』一七五頁 第三巻』二一四頁〔佐久間修〕 (青林書院、 (有斐閣、二版
- 15 なお、部分的犯罪共同説と行為共同説の対立と共犯の錯誤の関係につき、 瀬川晃編代『大谷實先生喜寿記念論文集』三二一頁以下(成文堂、二〇一一)、大塚裕史・前掲注(3) 十河太朗「共同正犯における抽象的事実の錯
- 16 たとえば、佐伯仁志 法セ七三五号(二〇一六)九五頁、橋爪隆『刑法総論の悩みどころ』一六一頁(有斐閣、二〇二〇)。 『刑法総論の考え方・楽しみ方』二八四頁以下(有斐閣、二○一三)、大塚裕史「抽象的事実の錯
- 17 世社、二〇一五)、大谷實『刑法講義総論』一七四頁以下(成文堂、新版五版、二〇一九)、西田典之(橋爪隆補訂) 二〇一〇)、福田平・前掲注(13)一二二頁以下、佐久間修・前掲注(14)二一四頁、橋本正博『刑法総論』一一一頁(新 大塚仁『刑法概説(総論)』一九六頁以下(有斐閣、 四版、二〇〇八)、伊東研祐『刑法講義総論』一三二頁 (日本評論社
- 18 六一・六・九]」『最高裁判所判例解説・刑事篇昭和六一年度』九九頁。 岡次郎「判解 [最決昭五四・三・二七]」 [最高裁判所判例解説・刑事篇昭和五四年度] 四一頁、 安廣文夫

総論』二四八頁以下(弘文堂、三版、二〇一九)。

- 19 る学説の議論状況・評価につき、佐伯仁志「故意・錯誤論」山口厚ほか『理論刑法学の最前線』一一八頁以下(岩波書店 総論講義』一九三頁(成文堂、五版補訂版、二〇一八)、大谷實・前掲注(17)一七六頁。 1001)、橋爪隆・前掲注 たとえば、平野龍一『刑法総論Ⅰ』一八○頁(有斐閣、 (16) 一五四頁以下。 一九七二)、佐伯仁志 ·前揭注 なお、 (16) 二八五頁、 抽象的事実の錯誤に関す 松宮孝明 刑
- (20) たとえば、伊東研祐・前掲注(17) 一三三頁、大谷實・同右一七五頁。
- 21 (成文堂、四版、二〇一八)。 たとえば、小林憲太郎『刑法総論の理論と実務』三二二頁 (判例時報社、二〇一八)、 高橋則夫 『刑法総論』 二〇五頁
- (22) 大塚裕史・前掲注(16)九四頁。なお、橋爪隆・前掲注(16)一六七頁以下。
- 23 |項||法時九一巻四号 (二〇一九) たとえば、小林憲太郎・前掲注 九一頁。 (21) 三三 頁、 高橋則夫・前掲注(21)、薮中悠「人の生死に関する錯誤と刑法三八条
- 24 以上につき、 品田智史・前掲注 (5) 三八頁、橋爪隆·前掲注 (16) 一六二頁

- 26 25(21) 二〇四頁、品田智史・ たとえば、 詐欺罪と窃盗罪の構成要件的符合を検討するのに必要な範囲で財産犯相互間の構成要件的符合を検討すること 伊東研祐・前掲注 同右。 (17)、佐伯仁志・前掲注(16)二八七頁、橋爪隆・同右一六七頁、 高橋則夫・前掲注
- 迫罪の意思で恐喝罪に加功した場合に脅迫罪の成立を認めるのは違法でないとする。 財産犯とそれ以外の犯罪との構成要件的符合は取り上げない。なお、大判大一・一一・二八刑録一八・一四四五は脅
- $\widehat{27}$ 前掲・最判昭二五・七・一一、仙台高秋田支判昭二五・三・六判特七・八五も参照
- (28) 東京高判昭三五・四・二一東高刑時報一一・四・八六も参照。
- 29 30 判昭二五・三・六は、窃取と強取は占有者の不知かその意思の抑圧強制かの差しかなく、他人の財物の奪取という点で両者 たとえば、 裁判例の概要につき、佐久間修・前掲注(41)二一九頁以下、町野朔 橋爪隆・前掲注(16)一六一頁および一六九頁、大塚裕史・前掲注 『刑法総論』一九五頁(信山社、二〇一九)。 (16)九五頁。なお、前掲・仙台高秋田支
- 31 たとえば、大塚裕史・同右。ただし、佐伯仁志・前掲注 (16) 二八五頁、橋爪隆・ 同右一六九頁以下。

を同種のものとする。

- (32) 佐伯仁志・同右、山口厚『刑法総論』二三九頁(有斐閣、三版、二〇一六)。
- 33 八)、橋爪隆・前掲注 たとえば、 大塚裕史・前掲注(16)九六頁、 (16) 一七〇頁以下。 山口厚・同右、井田良『講義刑法学・総論』二〇三頁 (有斐閣、 二版、
- (34) たとえば、高橋則夫・前掲注(21)二〇四頁以下。
- 35 たとえば、 大塚裕史・前掲注 (16) 九六頁、橋爪隆・前掲注 (16) 一七○頁以下。
- 36 則』三九六頁〔大谷實〕(東京大学出版会、一九七三)。 たとえば、 井田良『講義刑法学・各論』二九六頁(有斐閣、二〇一六)。なお、平場安治ほか編 『刑法改正 の研究
- (37) たとえば、山口厚『刑法各論』三三三頁(有斐閣、二版、二〇一〇)。
- 否定するものとして、 《六頁(有斐閣、一九九一)。前記批判が正当であろう。 たとえば、 橋爪隆・前掲注(16)一七一頁。なお、不法・責任符合説の立場から窃盗罪と器物損壊罪の構成要件的符合を 町野朔・前掲注(29)一九四頁。批判として、林幹人「抽象的事実の錯誤」同 『刑法の現代的課題
- (39) たとえば、高橋則夫・前掲注(21)、橋爪隆・同右一七○頁

- (40) たとえば、高橋則夫・同右。
- 41 がある。 (田良・前掲注 橋爪隆・前掲注 あわせて、 渡辺靖明 (33) 二〇九頁以下も参照 <u>16</u> 同 「ドイツ刑法における詐欺罪と恐喝罪との競合問題」横浜法学二二巻二号(二〇一三)七二頁以下 「詐欺罪と恐喝罪との関係をめぐる考察」横浜国際社会科学研究一八巻三号(二〇一三)一三頁以下 一七〇頁。なお、恐喝罪と詐欺罪が構成要件の構造として共通することを立法史の観点から論じた
- $\widehat{42}$ 井田良 『刑法総論の理論構造』一〇八頁(成文堂、二〇〇五)。 なお、 井田良・同 右
- 43 たとえば、 佐伯仁志・前掲注(16)二八九頁、橋爪隆・前掲注(16)一七〇頁
- (4) たとえば、佐伯仁志・同右、橋爪隆・同右、山口厚・前掲注(32)二四一頁

33

- (45) たとえば、大塚裕史・前掲注(16)九六頁、井田良・前掲注
- (46) 橋爪隆・前掲注(16)一七三頁。

橋爪隆・同右。

48 47

- 49 なお、 林幹人『刑法総論』二六三頁以下(東京大学出版会、二版、二〇〇八)。
  - 件的符合を認める見解として、 十河太朗・前掲注(12)二九頁、橋爪隆・同右一七二頁。 私見につき、本稿五章二節を参照

松原芳博『刑法総論』二四四頁(日本評論社、二版、二○一七)。なお、電子計算機使用詐欺罪と詐欺罪との間で構成要

- (5) なお、判例の評価につき、佐久間修・前掲注(4)二二〇頁以下。
- $\widehat{51}$ も財産処分の自由を保護していると解すべきである。 佐伯仁志・前掲注(16)二八九頁、山口厚・前掲注 (32) 二四一頁。ただし、本稿四章一節で述べるが、詐欺罪も窃盗罪
- (52) 山口厚『問題探究 刑法各論』一五五頁(有斐閣、一九九九)。
- 53 三号 (一九九二) 三一頁 る点につき、たとえば、林幹人・前掲注 な侵害態様が相違する場合と同様に解されると指摘する。なお、恐喝罪と脅迫罪で構成要件的符合が認められているように (前掲・大判大一・一一・二八)、 山口厚・前掲注(32)二四一頁は、副次的法益の侵害の差でしかないと解される場合は改正前の強姦罪と準強姦罪のよう 副次的法益の範囲で法益の重なり合いが認められれば構成要件的符合を肯定する余地があ (38) 九四頁、 石井徹哉「抽象的事実の錯誤(下)」早稲田大学大学院法研論集六
- 54 菊地一樹「法益主体の同意と規範的自律 (二・完)」早稲田法学会誌六七巻一号 (二〇一六) 二〇三頁は、 詐欺罪と恐喝

稿四章二節も参照 罪を「同意の『存在』 自体は肯定されるものの、それが『無効』である場合を規律している」犯罪類型だとする。なお、 本

- 高橋則夫・前掲注 (21)二○五頁。ただし、論者は法益符合説の立場から詐欺罪と恐喝罪の構成要件的符合を認
- 56 55 為もこの点において前記の暴行・脅迫と共通していると言える。 されているのは無効な被害者の財産処分の意思を介して財産を侵害する点で共通しているからであり、詐欺罪にいう欺罔行 付言すれば、恐喝罪で暴行・脅迫という異なる法益侵害を伴う二つの行為が「恐喝して」という文言の下に択一的に規定
- 57 には被害者の同意のない場合に加えてその同意を無効とする場合も含まれることにつき、本稿四章二節を参照 菊地一樹・前掲注 <u>54</u> は、 窃盗罪を「財産の占有移転に対してそもそも同意していない場合」としている。 お 同罪
- 58 議論の詳細につき、 拙稿「詐欺罪と窃盗罪における法益侵害の基本構造」法学政治学論究一二一号(二〇一九)二三頁以
- 59 たとえば、 井田良・前掲注(36)二〇一頁以下。
- 60 揭注 長井圓「詐欺罪における形式的個別財産説の理論的構造」新報一二一・一二=一三(二〇一五)三七〇頁以下、 (58) 二三頁。なお、 第一編』一七八頁(立花書房、二〇一一)は、窃盗罪でも「占有の喪失によって処分可能性が失われるの 橋爪隆 「詐欺罪成立の限界について」植村立郎判事退官記念論文集編集委員会編『現代刑事法の

であるから、財産処分の自由が潜在的に侵害されている」とする。

- 61 五一頁以下 〔32〕二四一頁は財産処分の自由を同罪の副次的法益と位置づける。 詐欺罪の保護法益を財産処分の自由と解するものとして、たとえば、足立友子『詐欺罪の保護法益論』一二七頁以下・一 (弘文堂、二〇一八)、松宮孝明 『刑法各論講義』二六七頁 (成文堂、五版、二〇一八)。また、 山口厚・前掲注
- 62 由だとする。 て:近年の判例を素材にして」刑法五四巻二号(二〇一五)二八八頁は、 たとえば、 品田智史・前掲注 (5) 三八頁。なお、橋爪隆・前掲注 あわせて、 長井圓・前掲注(60)も参照 (6) 一七八頁、成瀬幸典「詐欺罪の保護領域につ 詐欺罪と窃盗罪の保護法益をともに財産処分の自
- 63 井田良・前掲注 たとえば、平野龍一『犯罪論の諸問題(下)各論』三三〇頁(有斐閣、一九八二)、 —各論』二一三頁以下(日本評論社、 (36) 二六二頁。これに対し、林幹人「詐欺罪における処分行為」芝原邦爾ほか編 一九九六)、同 『刑法各論』二三五頁(東京大学出版会、二版、二〇〇七)は一項 山口厚 前揭注 『刑法理論の現代的展 52 — 四八頁以下

詐欺罪と窃盗罪が競合する場合を認める。 議論状況の詳細につき、佐伯仁志「詐欺罪(二)」法教三七三号(二〇一一)一

- $\widehat{64}$ 場合に位置づけている(大塚裕史・同右九六頁)。このように、詐欺罪と窃盗罪の関係が強盗罪と恐喝罪の関係とは異なる とは言えないからである。現に、前記見解の論者も詐欺罪と窃盗罪については構成要件の実質的な重なり合いが認められる られる根拠の一つとすること(橋爪隆・前掲注(16)一七二頁)には疑問がある。 とすれば両者を同列に論じることはできないから、後者で構成要件的符合が認められることを前者の構成要件的符合が認め 者には暴行・脅迫という行為態様としての高度の類似性が認められるのに対し、後者には必ずしもそのような関係性がある もあるが(大塚裕史・前掲注(16)九五頁)、詐欺罪と窃盗罪に同様の関係性を認める余地はないであろう。なぜなら、 強盗罪と恐喝罪の構成要件は包含関係にあるとして実質的ではなくて形式的な重なり合いが認められるとする見解
- 65 高橋健太・前掲注(4)五九頁。
- 66 と窃盗罪の構成要件的符合を肯定するが、どのような事例を念頭に置いているかは定かでない。 佐伯仁志・前掲注(16)二八九頁、橋爪隆・前掲注(16)一七一頁以下。なお、山口厚・前掲注 三六五頁(成文堂、一九七七)は共犯の錯誤の事例を念頭に両罪の構成要件的符合を認める。 また、 (32) 二四一頁も詐欺罪 西原春夫 『刑法総
- 67 が問題となった事例」研修七六一号(二〇一一)八三頁以下を参考に作成した。なお、佐伯仁志・同右はサラ金の自動契約 いの事例をあげる。 橋爪隆・同右、森田昌稔「不正に入手した給油カードを使用したセルフ方式のガソリンスタンドにおける給油行為の擬
- 68 橋爪隆・同右。なお、 事例Ⅱにおいて従業員の錯誤に基づく交付行為が認められる点につき、 森田昌稔・同右八五頁
- 69 事例Ⅱの丙の認識が窃盗罪にあたる点につき、 森田昌稔・同右八七頁以下。
- $\widehat{70}$ 橋爪隆・前掲注(16)一七二頁。

森田昌稔・同右九一頁の紹介による。

- $\widehat{71}$
- $\widehat{72}$ 森田昌稔・前掲注(67)
- 73 議論の詳細につき、拙稿・前掲注(58)一七頁以下。
- 75 74 松原芳博 「銀行預金に関連する財産犯について」法教四四○号(二○一七)九八頁。 『刑法各論』二〇〇頁(日本評論社、二〇一六)。

67

- $\widehat{76}$ 二二頁以下。 小林憲太郎「詐欺罪における処分(交付)意思の周辺」判時二三八三号(二〇一八)一三八頁以下、拙稿・前掲注 一七)八一頁以下、 なお、「条件付き合意」の議論の詳細につき、菊地一樹「占有者の意思と窃盗罪の成否」早法九二巻二号(二 拙稿「窃取概念における条件設定論の検討」法学政治学論究一一六号(二〇一八)一四九頁以下。 58
- $\widehat{77}$ ドイツでの理解につき、拙稿・前掲注(76)一五一頁以下および一六一頁以下。
- 日本では当該合意が無効とされる範囲を広く解して窃盗罪と一項詐欺罪の区別が相対化している。詳細につき、 現に、ドイツでは「条件付き合意」の有効性の範囲を広く解して窃盗罪と財物に対する詐欺罪を峻別する。これに対し、
- 79 以上につき、拙稿・前掲注(58)一八頁以下。

四九頁以下。

- 80 ただし、客体の共通性がなければ構成要件の実質的重なり合いが認められないかについては別途検討の必要がある。 品田智史・前掲注(5)三八頁
- 82 の詳細は本稿五章一節を参照 ちなみに、本文で述べた私見からすれば、たとえば、 事例Ⅰを変形して、架け子の甲は被害者のVから得たキャッシュ
- 符合を肯定することができる。 カード等を用いて受け子の乙(または出し子)にATMでVの口座から現金を引き出すように指示したが、乙(または出し はそれに反して銀行口座の窓口で係員から現金を引き出した共犯の錯誤の事例でも、 一項詐欺罪と窃盗罪の構成要件的
- 83 詳細につき、 拙稿・前掲注(76)一四九頁以下、同・前掲注 (58) 二一頁以下。
- 85 品田智史・前掲注(5)三八頁も参照

<del>76</del>

一四九頁、

同・前掲注(58)一八頁以下。

84

詳細につき、

- ただし、 なお、 52 一四九頁、 詐欺罪の錯誤を法益関係的錯誤と解する見解も、被害者の同意が無効なのを前提とする(たとえば、 法益関係的錯誤説を同罪に応用することが妥当でない点につき、 佐伯仁志「詐欺罪の理論的構造」山口厚ほか『理論刑法学の最前線Ⅱ』九六頁 拙稿・前掲注 (58) 二一頁。 (岩波書店、二〇〇六))。 山口厚・前掲
- 87 安田拓人ほか編『ひとりで学ぶ刑法』一一二頁〔安田拓人〕(有斐閣、二〇一五)。
- 88 議論状況につき、 たとえば、 井田良・前掲注(33)二〇七頁以下。
- 平野龍一「刑法各論の諸問題 一〇」法セニー三号(一九七三)五一頁。

- 90 重く解されてきたと指摘する。 山口厚・前掲注 (52) 一四八頁。 ただし、佐伯仁志・前掲注(63)一一九頁は、実務的には窃盗罪のほうが詐欺罪よりも
- 91 森田昌稔・前掲注 (67) 九一頁、 佐伯仁志・同右、 橋爪隆・前掲注 (16) 一七二頁
- 92 橋爪隆・同右
- 93 小林憲太郎・前掲注(21)。
- 94 たとえば、 福田平『全訂刑法各論』二五〇頁 (有斐閣、 三版増補、
- 95 拙稿・前掲注 (58) 一二頁以下、 品田智史・前掲注(5)三九頁。 なお、 110011)° 田山聡美 「財産的利益の意義に関する議論の
- 96 詳細につき、拙稿・同右二四頁および三五頁

刑ジャ四九号(二〇一六)一八頁も参照

- 97 もっとも、前記理解が財物から財産上の利益へと客体が拡張してきたという立法沿革からして適切かは疑問である なお、 七)二七七頁、 財物を財産上の利益の一部と解する立場(野澤充「窃盗罪における『財産損害』?」立命三七五・三七六号 佐竹宏章『詐欺罪と財産損害』七七頁以下(成文堂、二〇二〇))からも客体の同一性は認められよう。 (拙稿
- 橋爪隆・前掲注 (16) 一七二頁

98

同右一一頁)。

- 99 松尾浩也解題/倉富勇三郎ほか監修/髙橋治俊ほか編 |増補 刑法沿革総覧』二二一二頁 (信山社、 一九九〇)。
- 100 井田良・前掲注 (36) 一九二頁以下。
- 101 玄守道「故意」 法教四〇七号(二〇一四)一六頁、橋爪隆・前掲注 (16) 一六四頁以下。
- 102 総論』一一七頁以下(日本評論社、二〇一九)。 **「共通構成要件」につき、山口厚・前掲注(32)二三九頁以下。「みせかけの構成要件要素」につき、** 松宮孝明 『先端刑法
- 103 質的な重なり合いによる説明も共通構成要件による説明と実質的には同じだとする。この点につき、山口厚「コメント① 質的符合を認める見解すべてに妥当する問題だと指摘している。また、 『理論刑法学の最前線』 「構成要件的符合の限界について」法教四○七号(二○一四)一○四頁は、 一二九頁(岩波書店、二〇〇一)も参照 佐伯仁志・前掲注 超法規的な構成要件を作り出す点は実 (19) 一二〇頁は、 構成要件の実
- 104 電子計算機使用詐欺罪と窃盗罪の錯誤の事案につき、 品田智史・前掲注 (5) 三八頁

110 109 108

- 105 米澤慶治編 『刑法等一部改正法の解説』一一六頁・一三五頁以下〔的場純男〕(立花書房、一九八八)。
- 106 的場純男・同右一一六頁、中森喜彦『刑法各論』一四三頁(有斐閣、 四版、二〇一五)。
- 107 高橋則夫ほか『財産犯バトルロイヤル』二〇八頁〔内田幸隆〕(日本評論社、二〇一七)。
- 同旨、 十河太朗・前掲注(12)二九頁。
- たとえば、 中森喜彦・前掲注(166)一四三頁、井田良・前掲注 (36) 二八七頁。
- 的場純男・前掲注 (105) 一一六頁。
- 111 対してコンピューター詐欺罪ではなく窃盗罪を認めた事例」判時二三○四号(二○一六)二六頁。 仲道祐樹「いわゆるセルフレジに安価な商品のバーコードを読み込ませた上で、それよりも高価な商品を持ち出す行為に

以上につき、品田智史・前掲注(5)三九頁。

112

### 竜太(やまうち りゅうた

最終学歴 所属・現職 信州大学先鋭領域融合研究群社会基盤研究所特任助教 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程 刑

所属学会 日本刑法学会、慶應法学会

専攻領域

主要著作

治学論究』第一一一号 「詐欺罪および窃盗罪における被害者の確認措置の規範的意義」『法学政 (二〇一六年)

例にいう『通常の遊戯方法』をめぐって― 窃取概念における条件設定論の検討 六号 (二〇一八年) パチスロのメダル不正取得事 —」『法学政治学論究』

第一

事例における両罪の成立範囲を画する際の理論的視座を求めて― 『法学政治学論究』 一二一号 (二〇一九年) | 詐欺罪と窃盗罪における法益侵害の基本構造 相当対1 価の反対給付